第六十一条　削除

第四章　申告、納付、還付等

（課税標準額に対する消費税額の算出方法の特例）

第六十二条　法第四十五条第五項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この項、第六十五条第一号及び第六十八条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める金額とし、法第四十五条第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該各号に定める金額の合計額に百分の七十八を乗じて算出した金額とする。

一　適格請求書を交付した課税資産の譲渡等　当該適格請求書に記載した法第五十七条の四第一項第五号に掲げる消費税額等

二　適格簡易請求書を交付した課税資産の譲渡等　当該適格簡易請求書に記載した法第五十七条の四第二項第五号に掲げる消費税額等

三　適格請求書又は適格簡易請求書に記載すべき事項に係る法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録を提供した課税資産の譲渡等　当該電磁的記録に記録した同条第一項第五号又は第二項第五号に掲げる消費税額等

2　法第四十五条第五項ただし書に規定する政令で定める規定は、法第二十八条第一項ただし書の規定並びに第三十六条第一項及び第三十六条の二第一項の規定とする。

第六十三条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第六十三条の二　法第四十六条の二第二項に規定する政令で定める金額は、銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第四十一条第一項及び第三項（拠出金の納付）の規定により納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額とする。

2　法第四十六条の二第三項に規定する政令で定める法令は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）その他の消費税の申告に関する法令（法（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法を除く。）とする。

第六十五条第一号中「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第六十八条において同じ。）」を削る。

第五章中第七十一条の前に次の十三条を加える。

（適格請求書発行事業者の登録申請書の提出期限）

第七十条の二　法第五十七条の二第二項に規定する政令で定める日は、同項に規定する課税期間の初日の前日から起算して一月前の日とする。

（特定国外事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請書の添付書類）

第七十条の三　登録（法第五十七条の二第一項の登録をいう。次条、第七十条の六第二項及び第七十条の十二第一項において同じ。）を受けようとする法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者は、同条第二項の申請書に財務省令で定める書類を添付して提出するものとする。

（登録の時期等に関する特例）

第七十条の四　登録を受けようとする事業者が、事業を開始した日の属する課税期間その他の財務省令で定める課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した法第五十七条の二第二項の申請書を当該課税期間の末日までに提出した場合において、同条第三項の規定による登録がされたときは、当該課税期間の初日から登録を受けたものとみなす。

（適格請求書発行事業者登録簿の登載事項及び公表）

第七十条の五　法第五十七条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　氏名又は名称及び登録番号

二　登録年月日

三　法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地

四　法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者以外の国外事業者にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

2　法第五十七条の二第四項、第九項若しくは第十一項又は第五十七条の三第五項の規定による公表は、インターネットを利用して、利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報を提供する方法により行うものとする。

（適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人の手続等）

第七十条の六　法第五十七条の三第三項の規定の適用を受けようとする同項に規定する相続人は、同条第一項の規定による届出書に、相続により適格請求書発行事業者の事業を承継した旨を記載しなければならない。

2　法第五十七条の三第三項の規定の適用を受けている同項に規定する相続人が、同項に規定するみなし登録期間中に法第五十七条の二第二項の申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合において、当該みなし登録期間の末日までに当該申請書に係る登録又は同条第五項の処分に係る通知がないときは、同日の翌日から当該通知が当該相続人に到達するまでの期間を法第五十七条の三第三項に規定するみなし登録期間とみなして、同項の規定を適用する。

（登録取消しの届出があつた場合におけるみなし登録期間の特例）

第七十条の七　相続により法第五十七条の三第一項に規定する適格請求書発行事業者（法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書を提出した者に限る。）の事業を承継した相続人に係る法第五十七条の三第三項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「経過する日」とあるのは「経過する日又は同条第十項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該適格請求書発行事業者に係る同条第一項の登録が失効する日の前日」と、「第一号」とあるのは「同号」とする。

（適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人の棚卸資産に係る消費税額の調整）

第七十条の八　法第五十七条の三第三項の規定の適用を受ける同項に規定する相続人（同項に規定するみなし登録期間の初日の前日において法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者に限る。）における法第三十六条第一項の規定の適用については、同項中「又は第十二条第五項」とあるのは、「、第十二条第五項又は第五十七条の三第三項」とする。

2　法第五十七条の三第三項の規定の適用を受ける同項に規定する相続人（同項に規定するみなし登録期間の末日の翌日において法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者に限る。）における法第三十六条第五項の規定の適用については、同項中「同項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日の前日」とあるのは「第五十七条の三第三項に規定するみなし登録期間の末日」と、「前日の属する課税期間」とあるのは「みなし登録期間」と、「課税期間に」とあるのは「みなし登録期間に」と、「当該課税期間の」とあるのは「当該みなし登録期間の末日の属する課税期間の」とする。

（適格請求書の交付を免除する課税資産の譲渡等の範囲等）

第七十条の九　法第五十七条の四第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第十八条第一項の規定により、資産の譲渡等（前受金に係るものに限る。）に係る対価の額を収入した日に当該資産の譲渡等を行つたものとされる場合

二　法第六十条第二項の規定により、資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日に当該資産の譲渡等を行つたものとされる場合（当該資産の譲渡等を同日の翌日以後に行う場合に限る。）

三　第七十四条第二項の規定により、資産の譲渡等の対価を収納すべき課税期間の末日に当該資産の譲渡等を行つたものとされる場合（当該資産の譲渡等を同日の翌日以後に行う場合に限る。）